

事務連絡  
平成30年12月14日

各 都道府県  
指定都市  
中核市 民生主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局総務課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防対策について

平素より、社会福祉施設等の適切な運営につき、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

感染性胃腸炎の患者発生は、例年12月の中旬頃にピークとなる傾向がありますが、この時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特にノロウイルスによる集団発生例が多く見られています。

こうした中、本年においても、第44週以降、感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの患者の発生届出数に増加傾向が見られます。

ノロウイルス食中毒においては、平成28年の食中毒詳報から得られた結果によると約8割は調理従事者を介した食品の汚染が原因とされており、手洗いや就業前の健康状態の確認といった、調理従事者の衛生管理の徹底が予防対策として重要です。

今後のノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の集団発生には注意が必要な状況となっていることから、別添のとおり、「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」（平成30年12月5日付け厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）等が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図りつつ、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課課長連名通知）及び「ノロウイルスに関するQ&A」等を参考に、管内の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・

吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれまして、本事務連絡の内容について、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）に対する周知にも併せて御協力をお願いします。